

目標設定型排出量取引制度の概要及び実績について

P. 2

P. 3

はじめに、「埼玉県の計画」について説明いたします。

P. 4

埼玉県では、地球温暖化対策推進法に基づき埼玉県地球温暖化対策実行計画を定めています。

この計画では埼玉県の目指すべき将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、その達成時期を2050年としています。

具体的な温室効果ガス削減目標として、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減する、と定めています。

計画推進の方向性をこちらに掲げています。

②にカーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進とありますが、これが温室効果ガスの排出削減の推進になります。

部門別の温室効果ガス排出量は、右上のこの表のようになっています。

全体で46%の削減が目標ですが、部門ごとの2030年度の排出見込量は、産業部門で521万t-CO₂、業務その他部門で454万t-CO₂となっています。

右下の表は、緩和策における主な施策を抜き出したものです。

産業部門・業務その他部門では、これらの施策を掲げておりますが、その1つに「目標設定型排出量取引制度の推進」があります。

制度対象事業所の合計CO₂排出量は、産業部門・業務その他部門全体のCO₂排出量に対し、多くの割合を占めているため、目標設定型排出量取引制度の推進を重要なものと位置づけております。

P. 5

次に、「目標設定型排出量取引制度の概要」について説明いたします。

P. 6

目標設定型排出量取引制度は、①大規模事業所が②エネルギー起源CO₂、これを目標設定ガスと呼んでいますが、この排出量について、

③基準排出量を基に④総量削減の目標を設定し、目標達成に努める制度です。

また、⑤排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができます。

P. 7

大規模事業所について、説明いたします。

大規模事業所とは、原油換算したエネルギー使用量が3年連続で1,500kL以上の事業所を言います。

年度途中で事業所の使用が開始された場合は、その翌年度から3年連続と数えます。

図の例では、令和2年度から令和4年度までの3年連続でエネルギー使用量が1,500kL以上となったため、令和5年度から大規模事業所に該当することになります。

なお、大規模事業所での事業活動が廃止されたときや、事業活動の全部が休止されたときなど、一定の要件を満たしたときは、大規模事業所は廃止となります。

P. 8

削減目標の設定及び達成方法について説明いたします。

排出削減目標量は基準排出量に目標削減率をかけたものになります。

基準排出量は、事業所ごとに、排出実績などを基に、事業者と県との協議で設定します。

目標削減率は、事業所ごとに、事業所の区分と、大規模事業所になってからの年数で決まります。

ここで、右上の図のように、排出削減目標量以上に排出削減をした場合、目標達成となるだけでなく、超過分を超過削減量としてクレジット化することができます。

なお、クレジット化できる量には上限がありますが、第4削減計画期間では、上限が変更されます。

目標達成の方法として、まずは、自らの排出削減をしていただくことになります。

主に、高効率な設備・機器への更新や運用対策の推進により、燃料・熱・電気の使用量を削減することで、排出量を削減します。

他にも、本制度では、再生可能エネルギーの利用の一部を、排出量の削減とすることができるほか、

目標設定ガス以外の「その他ガス」と呼んでいる温室効果ガスの削減量を、目標達成に利用することもできます。

右図のように自らの排出削減によっては、削減量が不足している場合は、クレジット等を取引により取得して、不足分に充当することで目標を達成することができます。

P. 9

排出量取引について、もう少し説明いたします。

自らの排出削減では目標が未達成の大規模事業所は、削減不足量について、他の大規模事業所の超過削減量や、

オフセットクレジットを取引により取得して、不足分に充当することで目標を達成をする

ことができます。

オフセットクレジットにはお示したようなものがあります。

オフセットクレジットは、大規模事業所以外でも創り出すことができます。

ただし、オフセットクレジットを創り出す際に事前申請や第三者検証が必要なものもあります。

ひとつ前のページの図の例では 100t-CO₂ の不足でしたが、これらのクレジット等を取引によって 100t-CO₂ 取得し、充当することで目標達成となります。

なお、オフセットクレジットを自ら創り出し、不足分に充当できることも申し添えます。

P. 10

次に「大規模事業所による取組状況」について説明いたします。

P. 11

大規模事業所による取組状況として、令和 4 年度までの削減実績をお示します。

皆様の削減努力の結果、第 2 削減計画期間までも全体として目標削減率を上回る削減を達成していましたが、第 3 削減計画期間でも、目標削減率以上の削減で推移しています。

ただし、第 3 削減計画期間では、基準排出量や実績排出量に検証前の数値を含んでいるため、今後変動する可能性があることに御注意ください。

P. 12

令和 4 年度の CO₂ 排出状況です。

大規模事業所全体の令和 4 年度実績は、基準排出量に比べて 40%の削減となりました。

一番右の列にあるように、基準排出量の合計が 1,057 万 t-CO₂ に対し、実績削減量は 424 万 t-CO₂ でした。

単年度で見ますと、表の一番下にあるように、合計では 452 事業所、対象事業所全体の 79% が自らの対策で目標削減率以上に削減した状況にあります。

P. 13

令和 4 年度と令和 3 年度との削減率比較の表をお示します。

削減量は上昇傾向にあり、排出削減の取組は進展しています。

ほとんどの業種において、削減率が向上しており、特に改善率が大きい業種としては、赤字にしております、情報通信業が 12 ポイント、運輸・郵便・卸売業が 11 ポイント、学術・開発研究機関が 13 ポイントの削減率向上となっています。

P. 14

第 2 削減計画期間の取引状況について説明いたします。

第2削減計画期間では、目標達成により発行された超過削減量は790万t-CO₂でした。

また、目標達成のために充当された量は45.6万t-CO₂でした。

なお、目標達成のために充当された量は、自らの事業所の超過削減量の第1削減計画期間から持越して充当した量と、他事業所との排出量取引により取得して充当した量の合計です。

下の表は、第2削減計画期間に行われた排出量取引の申告価格を集計したものです。

県では、取引価格を設定したり、誘導したりしていません。

ここで示している価格は、あくまで、当時行われた取引で県に申告いただいた47件の価格を集計したものであり、市場価格などを表したものでもないことに御注意ください。

P. 15

最後に、県全体のエネルギー起源CO₂排出量に対する大規模事業所の排出量割合についてお示しします。

グラフは令和3年度実績での埼玉県内全体のエネルギー起源CO₂排出量とその内訳です。

県内全体のエネルギー起源CO₂に対する計画制度対象者の排出量割合は28%、大規模事業所の排出量割合は21%となっています。

このため、皆様の事業所の削減努力は、県全体の排出削減に大きく影響します。

引き続き、削減の取組を進めていただきますよう、お願いいたします。

「目標設定型排出量取引制度の概要及び実績について」の説明は以上でございます。